

第二十四回国会 参議院社会労働委員会会議録第二十六号

昭和三十一年四月二十日(金曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動

本日委員紅露みつ君辞任につき、その補欠として長島銀藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 理事 谷口弥三郎君 高野 一夫君 山下 義信君 林原 亨君 高橋進太郎君 寺本 廣作君 深川タマエ君 横山 フク君 竹中 勝男君 山本 経勝君 長谷部ひろ君

委員

- 國務大臣 厚生大臣 小川 英三君 政府委員 厚生省保険局長 高田 正巳君 労働大臣官 房総務課長 村上 茂利君 労働省労働局長 中西 實君 基準局長 富樫 總一君 労働省職業安定局長 江下 孝君 事務局側 常任委員 多田 仁巳君 会専門員

本日の会議に付した案件 ○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働保険審査官及び労働保険審査会法案(内閣提出、衆議院送付) ○参考人の出席要求に関する件 ○委員派遣承認要求に関する件

○理事(谷口弥三郎君) それではただいまから開会いたします。

○理事(谷口弥三郎君) 次に御報告いたします。本日の委員長、理事打合せにおきまして、左の通り申し合せをいたしました。四月二十四日及び二十六日の委員会において、健康保険法等の一部を改正する法律案の質疑をいたします。二十七日に、大阪におきまして健康保険法等の一部改正につきまして、現地の意見を聴取することとし、委員派遣を行います。

なお公聴会は開きませずに、大阪における意見聴取及び東京における参考人の意見聴取によってこれにかえる審査とすることにしたいと思います。なお、東京における日時は追って決定することにしております。四月二十八日、駐留軍労働者の失業対策に関する参考人の意見を聴取することにいたします。

以上の申し合せの通り御異議ございませんか。

○理事(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(谷口弥三郎君) 次に、参考人の出席要求につきましてお諮りいたします。健康保険法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人から意見を聴取することに御異議ございませんか。

○理事(谷口弥三郎君) 御異議なきものと認めます。

参考人の人選、日時及びその他の手続につきましては、委員長及び理事に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

○理事(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。そのように決定いたします。

○理事(谷口弥三郎君) 次に、委員派遣承認要求についてお諮りいたします。健康保険法等の一部を改正する法律案の審査上の参考にするため、地方の実情を調査することとし、委員派遣承認要求書を議長に提出いたしたいと存じます。日時、人選、手続その他の事項等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。よって委員派遣承認要求

求書を議長あて提出することに決定いたしました。

○理事(谷口弥三郎君) この際お諮りいたします。昨日の当委員会におきまして、健康保険法等の一部を改正する法律案に対する竹中委員の質疑中、厚生大臣の答弁について不明確な点があり、これを明確にいたしていただくため厚生大臣に質疑を行うことといたしました。御異議ございませんか。

○理事(谷口弥三郎君) 速記とめて下さい。

○理事(谷口弥三郎君) 速記始めて。それでは健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたしまして、昨日の竹中委員の質疑に対する厚生大臣の答弁中、不明確な点について御質疑を願います。

○高野一夫君 昨日竹中委員の御質問に対して、小林厚生大臣から御答弁があったのでありますが、その中で、あとで精査いたしました多少意味が不明確であり、また多分に誤解を招くような言葉もあるやに感じますので、この際、緊急にこの点についての大臣の御見解を明確にしておいていただきたいと考えたわけでありまして、それは竹中委員の質問に対して大臣の方から「できるだけ公的医療機関の諸君の御協力を仰ぐことはもちろんであります。また他面におきましては、医療費払い等の処置によりまし

て、国民の皆さんにはできるだけ御不便をかけないようにしたいと考えております。」という御言葉があったわけでありまして、そこで、この面においては医療費払い等の処置によって、国民の皆さんにはできるだけ御不便をかけないようにする、このお言葉が、現在保険医の総辞退からみまして万一総辞退が決定され、発効したというような場合等において、この事態がどういふふうなるかという点について、すでに昨日来非常な誤解が世間で行われておるようになり、承知いたしております。この点についてどういふお考えであるか、具体的に、はっきり御見解を伺っておきたいと思

います。 ○國務大臣(小林英三君) 高野委員の御質問もともとと存じます。昨日の竹中委員の御質問に対して、保険医の総辞退に対処する問題につきまして、私は今高野委員がおっしゃったように、公的医療機関の諸君の御協力を仰ぐことはもちろんであります。また他面におきましては、医療費払い等の処置によって、できるだけ国民諸君には御迷惑をかけないようにしたいという御言葉を御答弁申し上げておきました。この問題につきましては、私の考えをいたしましては、先般の本委員会におきまして、たしか山下委員からの御質問だったと思いますが、これに対して私どもの方から、保険局長から、医療費払いの点につきまして

は、医療費払い等の処置によりまして、国民の皆さんにはできるだけ御不便をかけないようにしたいと考えております。この面においては医療費払い等の処置によって、国民の皆さんにはできるだけ御不便をかけないようにする、このお言葉が、現在保険医の総辞退からみまして万一総辞退が決定され、発効したというような場合等において、この事態がどういふふうなるかという点について、すでに昨日来非常な誤解が世間で行われておるようになり、承知いたしております。この点についてどういふお考えであるか、具体的に、はっきり御見解を伺っておきたいと思

あったのでありまして、私もそういうような意味でこの問題にも触れたのであります。しかし誤解があると困りますから、この機会に高野委員の御質問に對しましてはつきりとしたしたいと思います。

健康保険の療養の給付につきましては、どこまでも現物給付が建前でありまして、現金給付すなわち療養費払いをする事ができる場合につきましては法律で限定されておるのであります。健康保険法の第四十四条によりますと、療養費が支給される場合といふと、療養者が療養の給付を受けることが困難なりと認められた場合、及び被保険者が緊急その他やむを得ず保険医以外の医師または歯科医師等の診療を受けた場合でありまして、保険者がその必要ありと認めたとときのこの二つの場合が規定されておるのであります。従いまして、従来その地域に保険医がないために現物給付を受けることが困難であると認められた場合とか、あるいは急病等の緊急の場合でありまして、保険医を探す余裕がなかつたことが認められた場合にのみ療養費の支給が認められておるのであります。

以上の考え方は、今回のような場合におきまして何ら変更はなく、ただ被保険者が療養の給付を受けることが困難なる場合が多くなるというに過ぎないと思われまゝ。すなわち健康保険法第四十四条の適用のケースが多く出てくるということが予想されるのであります。法の解釈を総辞退という特殊な事由で曲げることはできませんし、また曲げようとも考えておらないのであります。また総辞退と申しまして、保険医の中には辞退届を出して

ない方も相当残っておりますし、また公的医療機関、社会保険病院、健康保険組合の病院、診療所等多数存在しております。現在の現況におきましては、保険者はこれらの保険医あるいは病院等における医療給付が受けられるように、単に従来からかかりつけだといふような理由で、保険医を辞退した医師の診断を受けたような場合におきましては、医療費払いをいたしませんことには法律上認められないわけでございます。要するに、法第四十四条を適用し、医療費払いと認められるかといふのは個々の事例によりまして判断すべき事柄でありまして、個々のケースにより医療給付が困難であつたか、または緊急やむを得なかつた場合であつたかといふことを判定して参るわけでありまして、従いまして一部で言われておられますように、総辞退後におきましても療養費払いが全面的に行われるから従来と少しも変わりがないといふようなことはあり得ないことであるのであります。

○高野一夫君 非常にきょうははつきりした御見解で了承できると思ひますが、大臣または局長いづれからでもけつこうであります。もう一つ伺いたいのは、われわれは保険医の良識と道義心に訴へまして総辞退のごときふるまいはやめてもらいたい、こゝろいふ考え方で、ほとんど各委員一致しておると思ひます。従つて、さういふ不祥事は實際的には効力を発生する前に解消するものと信頼をしたいと思います。しかしながら、万一の場合を考えましてある府県なら府県、ある都市なら都市にかよふ不祥事が起つた、効力を発生するやうなふうに起つたとい

うことになりましたときに、そのケース・バイ・ケースで療養費を支給することをきめたりきめなかつたりすることとは、どういふやうなふうにしてきめられるか、全般的の問題になりました場合は、この第四十四条の判定の仕方によつて療養費を引き受けたり引き受けなかつたりするといふことを多くの被保険者について、集团的に被保険者について、どういふやうにその区別をつけてやる事ができるかどうか、こゝろいふ点について局長からでもけつこうであります。なお先ほどの大臣の御見解を裏づける意味においても、何か御説明があれば説明を伺つておきたい。

○國務大臣(小林英三君) 具体的な問題でもございまして、局長から答弁された方がかえつて適當と思ひますから、局長から答弁いたします。

○政府委員(高田正巳君) 大へん申しわけないのでございますが、高野先生が今お聞きになりましたことをちよつと私聞き漏らしておりましたのでございますが、その具体的事例の例でも上げろといふやうな御質問でございませうか。それとも保険医総辞退といふふうな事態がこの法律に「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」と書いてあるが、「已ムヲ得ザル」といふやうなことは、総辞退といふやうな事態そのものが集团的に当てはまるかといふやうな意味の御質問でございませうか、その点を……。

○高野一夫君 そつういふ意味でございませうか。たゞいま大臣が御説明になりましたやうなことで尽きておるのでございませうが、この第四十四条

には二つの場合が書いてございまして、「被保険者ノ療養ノ給付ヲ為スコト困難ナリト認メタルトキ」といふのが一つでございまして、一つは「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テ保険医」以外の者にかかつた場合に、保険者が療養費払いをする事が必要であると認定したときといふことになつておるわけでございます。従いまして、従来この規定の適用につきましては、たとえばその地域に保険医がないといふやうな、全然ないといふやうな地域におきましては、これは療養の給付をなすことが困難であるといふ場合に當りまして、それから急病になりまして保険医を探しているといふ場合、とりあへずその近所のお医者さんに飛び込んだならば、それがたまたま保険医でなかつたといふやうな場合が後段の場合に當るかと思ひるのでございます。それで、今回のかりにそつういふ事象が万一起りました場合に、どういふやうなことになるかといひますと、結局そのケース・バイ・ケースの問題でございまして、これは個々の患者がかかつた場合に、この二つのどちらかに當るかといふことをケース・バイ・ケースで認定をいたしていくよりほかに仕方がない、かよつうなことに相なるかと思ひるのでございます。それではこの「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」といふことが書いてございませうが、この「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」といふのは、この個々の患者が診療を受けます場合に、保険医の方にはかか

らなかつたといふことが緊急であるか、やむを得なかつたといふ意味でございまして、その保険医総辞退といふやうなことが非常に全体的に異常な状態であつて、そのこと自体がこの「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」といふふうには、この文句に該当するといふふうには、この規定としましては、さういふ趣旨でこの規定は運用いたすべきものではない。個々の患者がかかつた場合に、それが緊急その他やむを得なかつた事情であるかどうかといふことについての規定である、かよつうに私どもは考へざるを得ないと思つておるのでございませう。御質問の御趣旨にびたりといひませんかもしれませんけれども、そつう考へております。

○高野一夫君 今回の局長のお話で、またある一点が非常に意外なる明確さをもつて浮び上つてきたわけでありませう。それはどういふことかと申します。「被保険者ノ緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」において療養費の支給を受ける事ができるのだけれども、その「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」とは、被保険者としての立場からの問題であつて、保険医が総辞退をなしたといふやうなことは、そつういふやうな事象が起つて、保険医がなくなつた、あるいはまた一方に保険者が指定する医者が不幸にしてなかつた。それはともかくとして、少くとも保険医がなくなつた。それはこの「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」には入らない、こゝろいふことになりませうならば、この第四十四条の適用によつて療養費の支給を施し得る場合は、総辞退のごときの場合においては、そつういふ地域においてはあり得ないといふことになつてくると思ひます。それがどういふことかと申しますか。

○政府委員(高田正巳君) 私が若干申し上げ方がへたでございまして、誤解を招いたやうでございませうが、保険

医総辞退というふうな事態というものは、これは確かに異常な事態でございます。従って社会的に見てそれが異常な状態であるということは、だれも考へるわけではございません。その際に、異常な状態であるから保険医総辞退のような場合におけるこの「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」というのがその辞退そのものにびたりと適用されて、いかなるその患者の場合においても療養費払いが、保険医総辞退という事態の場合には、いかなる場合においても療養費払いが払われるのだ、行われるのだというふうな解釈をいたすのは、さような解釈はできないというものを申し上げたわけでございます。従ってその「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」というのは、患者の側からある医者にかかっていたが、それが保険医でなかったと、しかしながら急病その他やむを得ざる場合でそのケースがあつたというふうな、その場合々々で認定すべきものであると、こゝういふことを申し上げたわけでありませう。従って保険医が総辞退というふうなことになるまで、結果的には、この「療養ノ給付ヲ為スコト困難ナリ」であるとかあるいは「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」に該当するケースというものが、今まで保険医はどこにでもおられるが、今までの状態よりは結果的には多く発生するであろうというところは、これは言えるのでありまして、従って今先生が私のへたな説明でおとりになりましたように、保険医総辞退というふうな場合には、もう絶対に療養費払いというふうなことは考へられないのだというふうに申し上げたつもりではないのであります。

○高野一夫君 それは、保険医が総辞退して保険医がなくなつたというその場合においても、被保険者の緊急やむを得ざる場合はあるんでしようけれども、しかし集団的にその地域全体にわたって保険医が一人もいない、しかし別に緊急の急病でも何でもないので、ただやはり持久的にでも慢性的にでもかかるといふのだと、急がないのだけれども、かからなければならぬ。けれども保険医が辞退しておつてなくなつておると、こゝういふような事態は、これは被保険者から見ると、この「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合」といふ、こゝういふことに一応とにかく全体として該当しますか、しないか。

○政府委員(高田正巳君) ある地域に限り全然保険医が全部いなくなつて、その保険医にかかろうとしてもその地域では不可能であるというふうな場合には、前段の「療養ノ給付ヲ為スコト困難ナリト認メタ」という場合に該当するかと思つてあります。しかしながら認定しなければならぬと申しましたのは、ある地域と申しましたも大都市のような場合に、たとえば何々区には一人も保険医がいなかつた、その場合にその何々区の住民は全部その地域に保険医がいけないものとして全部が療養の給付をなすこと困難であるというふうな認定すべきだといふふうには参らぬと思つてあります。都会であらば、隣りの区へ行けば幾らもおつていふふうな場合、あるいは社会保険病院やあるいは公的医療機関等が存在するといふふうな場合には、これはさういふ前段の、四十四条の前段には該当し

ない。ところが極端な例をあげますと、炭鉱地帯等であつて非常に離れておる、そしてその地域に今まで保険医がおられたのですけれども、保険医が辞退されて全然なくなつたといふふうな場合には、その地域におきましては、これは療養の給付をなすことが困難であるといふふうな認定をすべきものでありまして、一がいにもその地域と申しましたも、そこは療養の給付、いわゆる現物の給付をなすことが困難であると認めるかどうかといふことで、いわゆるこのケース・バイ・ケースで認定をいたしてゆくべきものである、かようなことに相なるかと思つてあります。

○高野一夫君 この問題につきまして、なおもつと具体的にわたつて、次の健康保険の改正案についての正式に審議に入りましたときにお尋ねして、今日は質問をやめたいと思つて、ただ私は本日この労働関係をやることになつておつて、時間をちようだいで求めて質問しましたゆゑんものは、昨日の大臣の御答弁が私は先ほどのあらためて伺つた御見解から比べれば非常に誤解をされる。そうして非常にそれが誤まつて外部に伝えられた。そうして大臣のさういふような御意見のごとくであるならば、総辞退をやつたつて一向差しかかえないじゃないか、やつちやえ、やつちやえといふような気分が多分に一部に出たやに私は聞いております。そこでわれわれはこの問題につきましては、総辞退はどうか一つさういふことはやめてもらいたいといふことを、この社会党以外の各党所

属の有志委員をもつて実は勧告をいたしてゐるようなわけでありませうので、もしもこの見解が誤まり伝えられて、別な方向に解釈されるということになることを私は非常におそれたわけでありませう。しかし先ほどの大臣の御見解で、少くともさういふことがはつきりわかりましたので、私は一応これで了承いたしました。

○高野一夫君 問題について多少疑念もありませうが、それはいざれ局長に次の機会に伺うとして、きよりは質問を私はやめたいと思つてあります。

○榎原亨君 だいま大臣並びに保険局長の高野委員に対する御答弁のうちで、二点だけ私は疑義がありますので、関連の質問をいたします。その一つは、保険医のない場合には療養の給付をするのだ、ケース・バイ・ケースです。そののだというお話であります。それは保険医がたとへばありますが、その保険医の能力では給付の万全を期し得ないという場合には、保険医があらましてもやはり療養の給付をしなればならぬのじゃないかと思つてあります。その点はいかがでありますか。

○政府委員(高田正巳君) 今の御趣旨は、保険医が存在しても、あるいは他の保険者の指定するものといふふうな機関が存在しても、その能力に余れば、療養の給付をなすこと困難なりと認めてそれに該当して療養費払い、いわゆる現金払いの方をやる場合があるのじゃないかといふ仰せでございますが、さういふ場合もあり得ると存じます。理論的には、

は、給付の困難なる場合にケース・バイ・ケースといふお話がありませうが、これはちよつともう少し實際上お考えおき願わなければなりません。これらのものの判断は全く保険者の自由意思によつて、自由な裁量によつて決定すべきものであるといふことは私もわかるのであります。しかしながらケース・バイ・ケースでそれをきめていくといふことになりませう。実際には非常な混乱を来たします。被保険者は何も知らないでありますから、どうも被保険者の判断で、これはまあ給付の困難な場合だろつと思つてある医者にもらつて療養の給付、療養費払いを受けようといひますと、そこでもらえないといふふうなことになるのであります。これは緊急やむを得ないといふ場合には、これはケース・バイ・ケースで判定できますが、またその他の特殊の場合には別であります。今回のような保険医がその地方で総辞退しているといふような場合には、あらかじめその土地においてどうも療養の給付が困難であると認めざるを得ないといふ場合には、この地においては療養の給付ができません。この地によつてはできぬぞといふことをやはり被保険者に知らせておきませんと、被保険者側の迷惑といふものが起るのじゃないかと思つてあります。その点の御考慮はありますのでございませうか。

なお念のために私申し上げておきますが、ただいま高野委員が御心配になりましたように、法律上はつきりしております。どうしてもあくまでも保険者の判断によつてやるべきものであつ

第七部 社会労働委員会会議録第二十六号 昭和三十一年四月二十日【参議院】

三

て、一樣にこの給付ができるというよりなことは私ども考えられぬのでありますが、しかしながら、ケース・バイ・ケースというだけでこれを割り切ろうという事は、實際上困難な面が起る。困難な面は、保険者の困難でなしに、被保険者の困難になると思つておりますが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(高田正巳君) ごもつともな御質問でございます。このケース・バイ・ケースと申しましたのは、私の氣持では保険者側が恣意といたしますか、自分勝手にケース・バイ・ケースという意味ではございませんで、ケース、ケースによりまして、いろいろ事情が違ふものでございますから、さような意味合いでケース・バイ・ケースということをお私に申し上げたので、その場合に認定をいたします場合には、客観的といひますか、あるいは社会通念上妥当なりと認められるといひますか、そういうふうな一応の基準をもつてこれを認定しなければならぬものと存じます。ただその客観的な基準と申しまして、画一的に、先ほど申し上げた例をあげて私高野先生にお答えをしたのでありますが、たとえば大都市で、ある区の住民は全部が療養費払いに該当するのだと認められる場合に、該当するのだというふうなきめ方は、これはなかなかできないと思つて、これはなかなかできないと思つて、従いまして、今神原先生の御質問の趣旨は十分に私わかりますけれども、なるべくさような方向に事前についていろいろ被保険者の方に徹底するように努力したいと思つておりますけれども、事柄の性質上、今のうちに画一的にどうこ

うという区域を定めたり何かすることはない場合が多い、まあかように考えられるのでございます。従つてさような場合には、今先生の御趣旨の通りに、被保険者の方は療養費払いが受けられると思つていった、しかるに保険者の方では、それは療養費払いに該当しないというふうなことになる、食ひ違ひが起つて、被保険者に迷惑がかかるのじゃないかという御心配でございます。これは仰せの通りだと存じます。さうな場合があり得ると思つては、今先生が御指摘になりましたような氣持で、なるべくこういふ場合、あつては、場合は大丈夫でなければ、その他はむずかしいから、さういふふうな、なるべく被保険者にさういふ何と申しますか、食ひ違ひのないようなことを事前についていろいろ徹底をさせたいと存じますけれども、要はいかなる場合でも療養費払いという手があるんだという誤解をまず解いていくことが大事であろうと存じます。かりに誤解があるとすれば、その上で、さらに食ひ違ひが起りましたような場合には、これはもうまことにお気の毒な状態ではございませんけれども、結局御存じのこの不服処理機関が別に法律で定められておりまして、その審査の手続きを経て不服を処理していくというよりはかには現在のところ道がないのではないかと、かように存するわけであり

ます。

れども、今のような保険局長が御答弁になりましたようなお考えで、被保険者に対しておられるということになり、これはまた重大な問題になる。私は思つております。なるべく被保険者がさういふ場合に立ち至らないように、被保険者はこの給付返還ということには責任も何もないわけであり、すから、被保険者は何も罪とがはないわけであり、従いまして当事者、被保険者とされては、いかなる場合におきましても、被保険者の給付に支障を来たさないように考えなければならぬわけであり、どうもさういふ場合になつては仕方がないというふうなことは、これはどうも考えものだと思つて、従いまして問題とな

りますのは、給付の困難な場合をいかに事前判定して、さうしてそれを被保険者に徹底させるかということに問題があると思つて、さういふこと、この点はなお御当局のお考えもコンクリートになつておらぬと思つて、十分御研究を下さつて、またこの健康保険の審議の場合に御回答をお願いしたいと思つて、

○理事(谷口弥三郎君) 本問題に対する本日の質疑はこの程度にして、次に移りたいと思つて、御異議ございませんか。

○理事(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。速記をとめて。

○高野一夫君 政府委員に伺いますが、この種の審査官とかあるいは審査会の法律改正という場合には、多くは非常に簡素化をはかつたとか、この間の公労法みたいな簡素化をはかつたとか、能率をはかつたとか、あるいはこの審議の結果を効果的適正ならしめるためにやつたとかいうようなことがよくあげられるわけであり、現行のあり方と改正案のあり方とを見比べてみて、私は今この表を見て、いろいろさういふ組織、構成としてどの程度のは能率化がはかられているのでしようか。簡素化がはかられているのでしようか。その点は全く簡素化、能率化というふうなことに、これは別に留意してない改正の仕方である、さういふわけでは、ちよつと伺つてみたいと思つて、

○政府委員(村上茂利君) ただいまの御質問の点でございますが、具体的に申し上げますと、現在の審査機構におきましては、都道府県労働基準局ごとに労働保険審査会がございます。つまり四十六あるわけでございますが、それと一、労働者災害補償保険審査会というのがございます。これが四十六あるわけでございます。今回の改正によりまして、労働保険審査会ができませんと、その都道府県労働基準局ごとに置かれます審査会が廃止されますので、数といたしましては九十二の審査会の廃止が行われるわけであり、それから一つ、失業保険につきましては、中央に失業保険審査会がございます。それが廃止されまして、労働保険審査会に吸収される

○高野一夫君 この失業保険の場合には、現に中央にある失業保険審査会と地方とのつながり、これが中央においては労働保険審査会に吸収されておるといふことになり、中央から地方の仕事の系統組織を見れば、ただ中央において吸収しておるといふ形をとつておられるだけであつて、実は地方における審査の工合、あるいは職安の工合というふうなことに、これはさう変らないのじゃないかと思つて、これは相当何か変り方があるのか、

○政府委員(村上茂利君) ただいま御指摘の通りでございます。審査の段階といたしましては、原処分庁の処分に対しては不服がござい、まず第一審機関として労働保険審査官が審査をいたしました。この関係は現在もその通り行われておるわけでございます。次に第二審の機関といたしまして、現在は失業保険の場合は中央の失業保険審査会、それから労働

○高野一夫君 政府委員に伺いますが、この種の審査官とかあるいは審査会の法律改正という場合には、多くは非常に簡素化をはかつたとか、この間の公労法みたいな簡素化をはかつたとか、能率をはかつたとか、あるいはこの審議の結果を効果的適正ならしめるためにやつたとかいうようなことがよくあげられるわけであり、現行のあり方と改正案のあり方とを見比べてみて、私は今この表を見て、いろいろさういふ組織、構成としてどの程度のは能率化がはかられているのでしようか。簡素化がはかられているのでしようか。その点は全く簡素化、能率化というふうなことに、これは別に留意してない改正の仕方である、さういふわけでは、ちよつと伺つてみたいと思つて、

○政府委員(村上茂利君) ただいまの御質問の点でございますが、具体的に申し上げますと、現在の審査機構におきましては、都道府県労働基準局ごとに労働保険審査会がございます。つまり四十六あるわけでございますが、それと一、労働者災害補償保険審査会というのがございます。これが四十六あるわけでございます。今回の改正によりまして、労働保険審査会ができませんと、その都道府県労働基準局ごとに置かれます審査会が廃止されますので、数といたしましては九十二の審査会の廃止が行われるわけであり、それから一つ、失業保険につきましては、中央に失業保険審査会がございます。それが廃止されまして、労働保険審査会に吸収される

○高野一夫君 この失業保険の場合には、現に中央にある失業保険審査会と地方とのつながり、これが中央においては労働保険審査会に吸収されておるといふことになり、中央から地方の仕事の系統組織を見れば、ただ中央において吸収しておるといふ形をとつておられるだけであつて、実は地方における審査の工合、あるいは職安の工合というふうなことに、これはさう変らないのじゃないかと思つて、これは相当何か変り方があるのか、

○政府委員(村上茂利君) ただいま御指摘の通りでございます。審査の段階といたしましては、原処分庁の処分に対しては不服がござい、まず第一審機関として労働保険審査官が審査をいたしました。この関係は現在もその通り行われておるわけでございます。次に第二審の機関といたしまして、現在は失業保険の場合は中央の失業保険審査会、それから労働

わけであり、数の上から申し上げますと、九十三の審査会が廃止されまして、一つの労働保険審査会に統合される、さういふ形になるわけでございます。さういふ点が形の上における簡素化でございますが、能率化という面から申し上げますと、今度の労働保険審査会におきましては三人の委員が置かれますが、それは専門常置の機関として、常勤の委員が置かれることになり、審査事務がたえず円滑に審査促進されるということになりますので、さういふ事案処理の關係におきまして、事務の能率化が促進される、かように考えておる次第であります。

○高野一夫君 この失業保険の場合には、現に中央にある失業保険審査会と地方とのつながり、これが中央においては労働保険審査会に吸収されておるといふことになり、中央から地方の仕事の系統組織を見れば、ただ中央において吸収しておるといふ形をとつておられるだけであつて、実は地方における審査の工合、あるいは職安の工合というふうなことに、これはさう変らないのじゃないかと思つて、これは相当何か変り方があるのか、

○政府委員(村上茂利君) ただいま御指摘の通りでございます。審査の段階といたしましては、原処分庁の処分に対しては不服がござい、まず第一審機関として労働保険審査官が審査をいたしました。この関係は現在もその通り行われておるわけでございます。次に第二審の機関といたしまして、現在は失業保険の場合は中央の失業保険審査会、それから労働

○政府委員(村上茂利君) ただいま御指摘の通りでございます。審査の段階といたしましては、原処分庁の処分に対しては不服がござい、まず第一審機関として労働保険審査官が審査をいたしました。この関係は現在もその通り行われておるわけでございます。次に第二審の機関といたしまして、現在は失業保険の場合は中央の失業保険審査会、それから労働

保険の場合は、地方の労災保険審査会が第二審機関として置かれており、一応この審査機構としましては、その第二審機関で最終的な審査がなされるわけであり、その第一審、第二審の二つの段階を踏むことにおきましては、現在も改正後の審査機関におきましても同様でございます。

○高野一夫君 そうですと、今もお触れになりましたが、この労災関係の審査についても失業保険の審査の場合と同様に、あまり変っていないように思っているという形に過ぎぬように思うのであって、非常にその点に、これもまた大いにけっこうなことでしょうけれども、多少なりとも改善すべきは改善すべきであります、はなはだしくここに特徴のある改正の考え方でしょうか。中央において双方が一つになったというこの利害得失、従来の場合と今度の場合とで、中央における審査の工合はどうなんでしょうか。

○政府委員(江下孝君) 今総務課長から御答弁申し上げましたが、失業保険の場合は、これは従来の第一審が都道府県に労働省直轄の審査官を置いておりまして、第二審として本省に審査会というものがござります。これは第一審、二審とも地方なんでしょう。中央にはないわけでございます。今度はその点を労災と失業保険、歩調を一にしまして、地方に第一審を置いて、第二審を中央に置く。しかも中央の第二審の審査会は労災と失業保険を一本にしまして、そうしてこの専任の審査官を置きまして処理をする、こういうことになるわけでございます。

○高野一夫君 ほかの方の質問がなければ、大臣が見えるまでもう一、二点だけ追加しておきたいのですが、私も知らなかつたんで勘違いしておったのですが、労災に関する審査を中央でやらなかつた、地方のみにおいてやっておいたということ、今度中央の労働保険審査会の方へ持ち込んでくるということについてのお考えはどうでございますか。これはもうされたことについて特別の理由がございまして、非常にその審査の工合が円滑に、あるいは総合的に甲乙なく、全国統一的にやれるとか何とか、そういうような考えからでございますか。それともいわゆる仲裁裁定みたいなような格好の、多少そういう意味も含んでのことなんでしょうか、何らかその点について御説明を聞いておきたいと思つております。

○政府委員(富樫一君) 労働保険につきましましては、まず監督署長が決定いたしました、それに不服がござりますと、地方の審査会で決定して、それで行政救済の手続は終結してしまふのでございまして、従来の例によりますと、最終決定機関である地方の審査会の決定が各府県の審査会ごとに行つて甲乙ができておる、こういう例が相当ござります。元来これは司法的事件でござります。最終的には裁判所で決定すべきこととござります。従いまして、理屈から申しますと、各府県の審査会の決定が甲乙ある場合には、利害関係者は裁判に訴えればいわけござります。しかし実際問題といたしまして、多くの場合利害関係者と申しますのは労働者でございまして、労働者がなかなか弁護士を雇つて裁判に

持つていくというようなことは事実上非常に難渋いたします。そこで行政救済の段階において、そういう甲乙のなりの社会保険がこういう制度になつておりましたので、今日その例になつた改正をいたしたい、こういうこととござります。

○高野一夫君 非常によくわかりまして、大体その点は納得ができるように思つておりますが、ところで、その労働保険審査会の委員は六名であるわけですか、この労災、失業、けい肺、各二名ずつ。全国のいろいろな問題が起る数とか、あるいは頻度という点から考へて、こういう失業保険とか、労災とか、けい肺とか非常に大事な問題について、おのおの二名くらいの委員をもつて中央の労働保険審査会の仕事に十分なし得られるものと思つていいわけですか。

○政府委員(村上茂利君) お尋ねの点でございまして、労働保険審査会の構成は委員が三人となつておりまして、そのほかに労使の関係者を保障ごとに二名ずつ置いておるのでございまして、これらの方々は、いわば一種の参与といつたような形で、労使それぞれ側からの意見を述べると、こういうことになつておるのでござります。で、そういう構成をとつて果して迅速妥当な審査がなされるかという点でございまして、現在までの実績を見ますと、大体年間約二百件程度の審査件数でございまして、今後におきましても一応その件数を基礎にしまして、審査のやり方を一応考へておるのでございまして、厚生省に設置されております社会保険審査会も今回の労働保

險審査会と全く同じ構成をとつておるのでございまして、取扱件数その他関係から考へましておおむね適正に処理できるのではないかと、かように考へておる次第でござります。

○高野一夫君 今のお話の二百件というのは労災、失業、けい肺合せてでございますか。

○政府委員(村上茂利君) さうでございます。ただ年によりまして若干の異同はござります。出入りはございまして、おおむねその程度の件数であるかと、かように考へております。

○高野一夫君 それではもう一つ伺います、その総計二百件といたしまして、そのうち一番問題の多い件数、それはどれでしょうか、労災か、失業か……。

○政府委員(村上茂利君) 件数の上から申しますと、ほとんどが労災保険関係の事案でござります。

○理事(谷口弥三郎君) ほかに御質疑ありませんか。

○寺本廣作君 大臣の御出席が大へんおくれるようございまして、議事の進め方について、こちらで速記をとめられて御相談つたらいかいかなものでしょうか。

○理事(谷口弥三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(谷口弥三郎君) 速記を起して。

○山本経勝君 基準局長の方にお願いをしておきたいのですが、労災関係の審査機関の取扱件数ですね、これはおわかりだと思つて、それで内容からいいますと、業務上の決定を求めるとか、要求項目別に一応数字が出てい

と思つて、これと、それから災害実態については、先だつて全産業のあれを一応いたしておりますが、きわめてこれは簡単な、あまり要領を得がたいので、もう少し内容のある、産業別の災害実態ですね、一つ御提出をお願いしたいと思つております。この資料の中で、審査官が受理して処理したもの、それから今度、審査会に回されたものという工合に、項目を分類した調査表があるようですから、それを一つお出し願いたいと思つております。それだけです。

○理事(谷口弥三郎君) それでは本問題に対する本日の質疑その他は、この程度にいたしたいと思つて存じます、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。

午後二時四十九分散会

昭和三十一年四月二十五日印刷

昭和三十一年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局